

私立保育園の修繕費について

近隣市町村の私立保育園が施設整備費用をどのように計上しているか、調査を行った（私立保育園72園、認定こども園2園）。

分類	施設数（園）
保護者から施設整備費として徴収している保育園	1
保護者から施設整備費として徴収している認定こども園	2
保護者から施設整備費を徴収していない保育園	71

修繕費の対応手段（詳しく教えてくれた保育園のみ）

- ・小規模修繕は、市町村から支払われる運営費（施設型給付費）から支出している。また、保護者から保育料以外で徴収した費用の残額を毎月積み立て（定額）しており、その積立から支出する場合もある。
- ・大規模修繕は、国の補助金を活用する。また、競輪やボートレース、競馬などの公益財団法人が実施する補助金や、個人名を冠した基金等民間の補助を活用する。
- ・複合施設内の保育園のため、施設整備費については施設を運営する団体が負担する。
- ・運営母体組織で保育園の補助金や保育料以外の利益をまとめて、各保育園に配分する。
- ・保護者会費に修繕費分が毎月1,000円前後含まれており、その年の保護者会費の残額と合わせて保護者会から毎年寄付されるので、その金額を充てている。